

提言

静岡県における
これからの文化政策のあり方

～ こころに種まき

花も実もあるしずおかの文化を目指して ～

平成 17 年 2 月

静岡県文化政策推進会議

～ はじめに ～

21世紀は、「文化力の時代」であると思います。文化力とは、文化の魅力度のことで、地域ごと、国ごとに個性的な、魅力のある文化の力が経済を支え、新たな技術やデザインを生み、外交の基礎となり、人びとの幸せと繁栄のもとになります。技術文明が大勢において成熟し、全身に大きな驚き、喜び、幸せ感を与えうる画期的な技術は、見当らなくなりました。それが今日の先進諸国における、経済不況の本当の原因です。

このような、未来への力強い進歩と発展が実感できなくなったとき、人はいつの世にも、一日一日の“くらしといのち”の輝きを求め、文化の力を発揮させてきました。

たとえば、18・19世紀の江戸中・後期は、耕地面積の発展が望めなくなり、農民一揆・間引き・都会の米騒動が頻発した、悪い時代でした。しかしそのときにこそ、世界に誇る歌舞伎や浮世絵、てんぷら・寿司などの美の世界が開いたのです。まことに優雅な沖縄の組踊りが生まれたのも、17世紀に貿易相手の明が滅んで清朝に代わり、琉球が薩摩の支配下に入った、経済的にも政治的にもきわめて苦しいときのことでした。

その意味では不況の今日こそ、「文化は力なり」の時代です。文化の力がデザイン産業、観光産業、アニメ産業、食と土産物産業、生活関連産業、イベント産業、流通産業その他の新産業を生み出し、日本なりのきめ細かな美意識・「お家芸」、歌舞伎や寿司に見られる目もあやな華やかさ、心地よさが、国や地方を救い、支え、そして発展させることになります。

では「文化は力なり」の、文化とは何でしょうか。それは、カルチャーという言葉が「耕す」という意味を含んでいることから分かるように、何よりもまず「ローカルな」、土の匂いのする、その土地にしかない、いい生き方のことです。そして第二には、自分なりに手足を使って耕す、「創造する」生き方です。

さらに第三には、取れ立ての作物をおいしく食べるような、「楽しむ」という肝心な要素があります。世界の名画・名曲なのだからといって、解説などで一生懸命に理解しようとしても、それはお勉強であって、文化ではありません。文化は、楽しむものです。ウィーンのムジークフェライン（楽友協会）ホールでは、じいちゃん・ばあちゃんが、いわば下駄ばき・浴衣がけといった感じで、美しい音を楽しんでいます。それが文化というものです。

静岡県の引佐町では有志の人たちが能の面打ちを楽しみ、立派な面を作りつづけています。これは、みごとな地方文化です。中田島砂丘での凧揚げその他、町を挙げての浜松祭りのような、静岡県各地の伝統行事も、一、地方固有の、二、地元民自らが手足を動かす、そして三、楽しむの三拍子がそろった、誇るべき文化です。

静岡県には、東部・中部・西部のそれぞれに、このような個性を備えた文化資源が沢山あります。これをいかに掘り起こし、活かし、発展させて、県民すべてのこれからの幸せと繁栄につなげていくか。そのための政策こそが、文化政策です。それは単に文化のための政策にとどまらず、県行政全般の基礎に置かるべきものといえるでしょう。

そしてまたここでの文化はこれまでの通念とは異なって、単なる金食い虫ではなく、県民の心の糧、生きる誇りと自信のもととなるものです。そして、新たな利を生み、幸せと経済繁栄をとともにもたらすべき性質のものです。

たとえば、有志の皆さん方が作った能面を日本発の国際線飛行機に積み込めば、軽くて値打ちのある土産として、海外の人びとに喜ばれ、世界の人びとに引佐文化、静岡文化、そして日本文化を発信できることになるでしょう。これこそが文化力であり、地球大交流のなかで、文化の力が新たな経済的繁栄を生み出すもとになります。

そのような、花も実もある文化を生み出すべき、静岡県の新しい文化政策とは何か。それをどのように推進するか。これを検討すべく真剣な議論を重ね、とりまとめるに至ったのが今回の提言です。

県においては、この提言を踏まえ、県民すべての明日の幸せと繁栄のために基本政策を策定し、その実現に向け積極的に取り組まれますよう、切に希望します。

平成17年2月22日

静岡県文化政策推進会議

座長 木村 尚三郎

<目次案>

【第1章】基本的な考え方	1
1 静岡県の文化振興のこれまでの取組	1
2 文化を取り巻く環境の変化	4
3 静岡県におけるこれからの文化政策	6
【第2章】文化政策の目標	
～ 静岡県の文化政策が目指すこと ～	8
1 県の文化政策の中期目標	8
2 目標を達成するための基本的な方向性	
(1) 文化資源の発掘と紹介（アクセス促進）	10
(2) 創造的環境の整備と	
「文化の産業化」・「産業の文化化」の促進	11
(3) 県民が参加し、支援する、持続可能な	
文化・芸術振興システムの形成	12
3 具体的な施策の例示	13
【第3章】県が果たすべき役割	
～ 「文化行政」から「文化政策」への真の転換 ～	17
1 県が果たすべき役割の原則	18
2 政策の実効性を担保する仕組み	20
3 県が推進すべき施策	
(1) 施策推進に当たっての方針	23
(2) 具体的に推進すべき施策の方向	25
(3) 今後の施策の展開例	26
【第4章】主要事業の今後の方向性	27

【第1章】基本的な考え方



1 静岡県の文化振興のこれまでの取組

(1) 静岡県文化振興指針の策定と県の取組

県では、国の「文化芸術振興基本法」の制定（平成13年12月）等の取組に先行して、文化活動や文化創造の主役は一人ひとりの県民であるとの認識のもと、平成8年3月に「静岡県文化振興指針」を策定した。平成14年に策定された県の総合計画である「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン - 富国有徳、しずおかの挑戦 - 」においても、その基本とする部分は確認・継承されている。

この指針では、静岡県の文化振興の基本目標として、「真に豊かな生活が実感できる『感性豊かな文化立県』の実現」が掲げられ、そのために「感性豊かな人づくり、世界に輝く文化の香るくにづくり」を目指すことが謳われている。

さらに、次の4点を文化振興方策の基本方向としている。

新しい文化の創出と国内外への発信
多彩な文化・豊かな感性を育む環境づくり
伝統や歴史に培われた文化の継承
文化と産業との連携・融合の推進

県では、これらを踏まえ、本県の文化・芸術の力を高めていくためには、様々なレベル、分野、角度から、その振興を図ることが必要と考え、舞台芸術の振興や静岡国際オペラコンクールなど、国内外に向けた質の高い文化・芸術の創造、発信を行う一方、文化創造拠点として整備したグランシップでの優れた文化・芸術の鑑賞機会の提供や県民参加による県芸術祭、県民オペラ、県民参加舞台等の開催のほか、地域文化活動への支援やネットワークづくりなど、県民が文化・芸術に触れ、楽しむ土壌の広がりに取り組んできた。



(2) 指針及び指針に基づく取組の検証

現行の指針は、網羅的、かつ全方位であり、掲げている目標自体は現在においても変わらない、いわば長期的な理念というべきものであるが、幾つかの問題点、課題が挙げられる。

指針においては、「目標」と「手段」が混在してしまっており、真の目標が具体的に見えてこない。

また、現在の目標は、具体的な方策によりその目標がどれだけ達成されたかを測る指標としては、やや抽象的過ぎると言える。

文化振興を担う主体は誰か、その中で市町村や民間など多様な文化の担い手との役割分担を踏まえて、県(行政)が果たすべき役割は何か、ということが具体的にはっきりしない。

政策の推進成果の検証や資金投入期間の限定など、政策、戦略に対するルールが欠如している。

県民が現行指針の存在、内容を知り得ているか、さらには県や市町村において、指針が共通認識となっているか。県の指針である以上、県民や市町村、関係団体等に受け入れられているものでなくてはならない。



また、指針に基づく県の取組については、次のとおりである。

県の文化振興担当部署（生活・文化部、教育委員会）の予算措置、執行の実績から、県はこれまで指針の四つの基本方向のうち、「新しい文化の創出と国内外への発信」、「多彩な文化・豊かな感性を育む環境づくり」に重点を置き、ハード整備を含め、施策、事業を推進してきたことが認められる。

「新しい文化の創出と国内外への発信」については、その主要事業である伊豆文学フェスティバル、舞台芸術の振興、静岡国際オペラコンクールは、それぞれ県東部・中部・西部地域で文化創造プロジェクトとして推進されており、地域的な配慮がうかがえる。また「しずおか世界翻訳者ネットワーク」の発足（平成15年9月）、舞台芸術におけるロシアとの国家レベルの交流促進（平成14年11月～）、オペラコンクールの国際音楽コンクール世界連盟への加盟（平成15年5月）など、着実な成果を上げてきていると言える。

「多彩な文化・豊かな感性を育む環境づくり」については、県民の多様な文化・芸術活動を支え、また充実させていくため、グランシップや県立美術館などの拠点施設の整備あるいは機能強化を図るとともに、県芸術祭など県民参加型の事業を推進している。

「伝統や歴史に培われた文化の継承」については、主として教育委員会において、文化財や史跡、遺跡等の調査・保存・活用や伝統行事の保存継承を推進するとともに、文化財等と気軽に接する機会を提供し、県民の理解と関心を高めていく事業を実施している。

「文化と産業との連携・融合の推進」については、観光や商工業等、それぞれの担当部署で積極的な事業推進が行われているものの、文化振興担当部署においては、特段の事業展開がみられず、また部局横断的な事業連携もなされていない。

指針に基づいて推進されてきた事業、特に上記に掲げた伊豆文学フェスティバル、舞台芸術の振興、静岡国際オペラコンクールは指針策定と概ね同時期に事業を開始しているが、事業の目的や期待する成果、具体的な目標の設定が明らかでないために、的確な評価軸が設定できず、目標達成度（事業成果）を評価できていない。

2 文化を取り巻く環境の変化

(1) 文化・芸術に対する期待の高まり

社会・経済の成熟化、ソフト化

- 重厚長大の終焉、クール(=かっこいい、いかす)の台頭

産業・経済の推進力としての文化に対する期待の高まり

- 産業・経済と文化の共生

地域力として文化力が試される時代

- 文化・芸術が地域の発展を支える(質の高さとすそ野の広さの両面)
- 「豊かさの象徴」から「地域の創造的な社会基盤」へ
- グローバル化の進展による多文化の共生の必要性

文化を通じた有為な人材の育成が求められる

- 地域力の基盤となる人間力の向上

(2) 県民の文化・芸術に対する意識、価値観、ニーズの多様化

- IT化の進展等による人々の文化との関わり方の変化
(次ページ「平成15年度文化に関する意識調査の結果」参照)

(3) 地方分権、市町村合併の進展による新しい地域社会の形成

- 「中央」から「地方」へ

(4) NPO、ボランティア活動など文化の担い手の多様化・充実

- 「官」から「民」へ

(5) 厳しい社会経済情勢・財政状況、行財政改革の推進

「平成 15 年度文化に関する意識調査」の結果

昨年 1 年間の芸術・文化の鑑賞機会の有無

「あ る」と回答 [15 年度] 69.9% [12 年度] 74.7%

昨年 1 年間の芸術・文化に関する活動の有無

「あ る」と回答 [15 年度] 24.9% [12 年度] 32.5%

芸術・文化の鑑賞や文化活動の大切さ

「大切だ」と回答 [15 年度] 82.6% [12 年度] 89.7%

静岡県の文化水準

「高い方」と回答 [15 年度] 20.1% [12 年度] 19.7%

「低い方」と回答 [15 年度] 20.2% [12 年度] 18.5%

「文化」という言葉に対するイメージ

伝統的な祭り・行事・芸能などが息づいていること 51.3%

美術・音楽・舞踊などの芸術が盛んなこと 40.8%

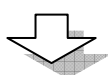
歴史的遺産（文化財）が保存されていること 36.6%

生活の中から知恵や工夫が生まれてくること 23.2%

文化振興のために中心的な役割を担うべき機関

県（37.4%） 市町村（33.6%）

文化団体など各種団体（9.4%） 民間企業（5.1%）



今回の調査結果については、**厳しい経済情勢の影響とともに、情報化社会の急速な進展等による県民ニーズや価値観あるいは県民の文化との関わり方の多様化が見られることから、県民の幅広い文化・芸術活動の活性化に向けた施策を、より積極的に推進していく必要がある。**

芸術・文化との関わりは、芸術・文化の本物に生で出会った時の感動が、人々の感性を刺激し、旺盛な創造力を生み出すなど、社会に活力をもたらすものであることから、多くの県民に本物の文化・芸術を直接体験してもらうことが大変重要である。

社会が子どもたちにとってのびのびと育ちやすい環境であるとは必ずしも言えない現代にあって、特に、小中高校生などの次代を担う多感な世代にとって、本物の芸術・文化の体験が、感性の向上や人格形成に極めて重要であることから、そのための施策や仕組みづくりに積極的に取り組んでいくことが必要である。

3 静岡県におけるこれからの文化政策

(1) 「変化」を捉えて「文化」を問い直す

前述のとおり、静岡県では、すでに平成8年に「静岡県文化振興指針」が策定された。

しかしこの間、文化政策を取り巻く環境は大きな変化を示していることから、この指針についても、こうした変化を踏まえた文化政策そのもののあり方に関する枠組みの再編が求められてきている。

今回の「静岡県文化政策推進会議」の提言は、こうした「変化」を捉えて、時代の要請に適う、これからの「文化政策」の有り様を再構築することを意図するものである。

(2) 静岡県の新しい文化政策の枠組み

この提言は、様々な文化資源や多様な担い手を対象とした、“今求められている静岡県における新しい文化政策”の仕組み（枠組み）を提案するものである。

その意味では、県の施策を体系的に明らかにした現行の文化振興指針とは性格が異なる。

ただし、この提言では、指針に掲げられている基本目標を理念として継承するなど、基本的に継承できるものは継承することとしている。

(3) この提言のポイント

政策目標の明確化

昨今の厳しい経済情勢、財政状況から、限られた予算の中にあっては、政策の重点化や政策の見直し・再構築等が必要であり、そのためには政策あるいは事業の「評価」、「成果説明」が不可欠である。その前提として、明確な政策目標や価値指標を設定しなければならない。

県の役割の明確化

市町村や民間など多様な文化の担い手との役割分担を明確にした上で、県にしかできない施策を進めていかなければならない。



【第2章】文化政策の目標

～ 静岡県の文化政策が目指すこと ～

静岡県文化政策推進会議は、理念としては文化振興指針の「真に豊かな生活が実感できる『感性豊かな文化立県』の実現」という目標を継承しつつも、県の文化政策における、“今後10年程度の”“達成可能な”“より具体的な”政策目標を、以下のように明確化することを提言する。

1 県の文化政策の中期目標

「みる」・「つくる」・「ささえる」人が育つ、感性豊かな地域社会の形成を目指す。

「文化（culture）」には、大きく以下の二つの意味があるとされている。

- 1）人間が自然に働きかけて作り出した成果やそのプロセス（有形無形の文化財や、今日の様々な芸術、生活文化などの文化資源）
- 2）特定の間人集団（社会）に共通する生活習慣や行動様式（民族文化や地域文化、企業文化など）

この両者の関係は、前者の文化が地域において習得され、共有され、継承されていくことで、その人間集団特有の文化（後者）がその地域に形成されていくという点にある。

しかしながら、今日の地域社会においては、国際化や情報化などの社会的大変動の結果、既成の文化が大量に流通する中で、こうした本来の文化形成の流れに重大な問題が生じてきている。

従って、今日の文化政策の課題は、地域の文化資源がその地域の人々に広く還元され、人々と文化資源との関わりを強め、そこから地域の特徴ある生活習慣や行動スタイルが生まれていくという循環を甦らせることにある。

静岡県には、幸いなことに、既に豊かで多様な文化資源（伝統的な有形・無形の文化遺産から、現代的なアート活動や文化産業まで、その担い手である様々な人材や団体も含めて）が多数存在している。

これらの文化資源の原点は、その担い手としての「人」であることから、地域社会における文化・芸術活動を活性化し、地域の文化力を高めていくためには、文化に関わる「人」が育つ環境づくりや、「人」を育てる仕組みづくりが必要である。

こうしたことから、県の文化政策の目標は、地域の多様な文化資源を、

「みる」（観る、聴く、知る、発見する、学ぶ、味わう、体験する...など、文化を広く認知・享受すること）

「つくる」（行う、作る、活用する...など、プロとして、アマチュアとして、文化を創造・活用・発展させること）

と同時に、それらを

「ささえる」（支える、つなげる、伝える、残す...など、文化を県民自らが支援し、共有・継承すること）

人が育つ、感性豊かな地域社会を形成することにおく。

これらの人が育つことで、静岡県に暮らす人々に誇りを持たせ、子どもたちの未来に希望をもたらし、また県外からも様々な人々が惹きつけられてくるのである。

すなわち、「人間力」の向上により高められた「文化力」で静岡県の魅力を形成・発信し、様々な人、文化・芸術、産業、情報などが集積・交流することにより、「地域力」を向上させ、豊かで活発な地域社会の実現を目指そうとするものである。

2 目標を達成するための基本的な方向性

政策目標を達成するために、民間主体により、又は行政と民間との協働により、推進されるべき施策の基本的な方向性 について提言する。

(1) 文化資源の発掘と紹介（アクセス促進）

～ 「みる」人が育つために ～

地域の多様な文化資源（伝統的な有形・無形の文化遺産から、現代的なアート活動や文化産業まで、その担い手である様々な人材や団体も含めて）の発掘と積極的な紹介により、それらを享受し、また理解する機会を増やしていくことを通して、県民一人ひとりが誇り（愛着）を感じ、そこに住み続けたいと思う、個性豊かな文化のある地域を形成する。

（基本的な方向性）

他力本願ではなく、「地域の文化資源」を重視

- * 静岡県には豊かで多様な文化資源が各地域に存在しているが、県民自身がその価値に気づかず、あるいは十分に活用されていない場合がある。

これらの隠れた（あるいは眠っている）「静的」な文化資源は、それらを発見し、楽しみ、活用する県内外の様々な人々と地域の人々との「交流」により、初めて価値が紹介され、その地域で活用される「動的」な文化資源となる。

このようにして、隠れた文化資源を様々な人々の交流の中で発見、紹介していくことで、他力（東京や海外からの文化の輸入）によるのではない、地域の文化資源を生かした、個性ある多様な“しずおか文化”の形成を目指す。

豊かで多様な文化資源を広く享受することができる地域を形成するため、「外との交流」を活発化することにより、地域の文化資源を発掘・紹介する。

(2) 創造的環境の整備と「文化の産業化」「産業の文化化」の促進
～ 「つくる」人が育つために ～

人々の文化との関わり方の多様化や社会・経済の成熟化が進む中においては、「文化」と「経済」はより密接に結びつき、相互に支えあって社会に豊かさや活力をもたらす両輪であると言われている。

このような観点から、創造的産業(*)の誘致や育成(産業の文化化)、文化的な活動に対する支援や規制の緩和、活動の成果の世界への発信などの創造的環境の整備を通して、

“文化で食べていける”産業構造が形成され(文化の産業化)
子どもや若者たちが憧れ、またそうした仕事に就きたいと思い
県外からも創造的な人々が引き寄せられてくる

という、創造的人材が育成され、高度な文化・芸術活動や文化事業・創造的産業が各地で営まれている社会を形成する。

(*)英国政府は、「個人の創造性や技術、才能に起源を持ち、知的財産の創造と市場開発を通して財と雇用を生み出す可能性を有する産業群」を「Creative Industries」(創造的産業群)と定義している。

具体的には、 広告 建築 美術・骨董品市場 工芸 デザイン デザイナーズ・ファッション 映画・ビデオ TV・コンピュータゲームソフト 音楽 舞台芸術 出版 コンピュータソフトウェア・コンピュータサービス テレビ・ラジオ が位置付けられている。

(基本的な方向性)

「(従来型の)文化政策」だけではなく、「様々な政策分野との連携」を重視

* まちづくり、福祉、産業振興、雇用、教育など、様々な政策分野の“Policy Mix (政策統合)”により、文化・芸術に関わる様々な人々にとって、未来に希望を持てる地域社会を目指す。

文化・芸術に関わる人々の活動を活発化し、また県外からもそうした人材を惹きつけ、文化・芸術の外部効果(社会や経済へのプラスの影響力、効果)を高めるため、産業・経済政策など、他の公共政策との連携により、創造的環境の整備と「文化の産業化」「産業の文化化」を促進する。

(3) 県民が参加し、支援する、持続可能な文化・芸術振興システムの形成
～「ささえる」人が育つために～

文化・芸術の振興は、本来、その創造・生産に関わる（＝つくる）人々と、それを享受する（＝みる）人々との協働により担われるものであるが、これらが円滑に、かつ、持続的に行われるためには、民間主体の持続可能な文化・芸術振興システムを形成する（＝ささえる）ことが重要である。

そのために、産業の文化化や、文化・芸術と社会をつなぐ、メセナや文化団体、新たに登場した文化NPOの育成・ネットワーク化を促進するとともに、中間支援のための組織づくりや協働の仕組みづくりを進める。

（基本的な方向性）

「行政」だけではない、パートナーシップの視点を重視

* 県民、文化団体、NPOなどとの“パートナーシップ”により、文化・芸術を振興する、創意と活力あふれる、「参加」と「協働」の地域社会の実現を目指す。

「民の力」を最大限に発揮するため、文化資源と社会（一般県民、コミュニティ、企業など）とをつなぐ「文化を支える人々」の活動のネットワーク化を促進し、それらの人々と行政とが協働できる、持続可能なシステムを形成する。

3 具体的な施策の例示

目標を達成するための基本的な方向性に沿って、「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育てるために推進されるべき具体的な施策について、例示する。

なお、ここで例示した施策は、県（行政）が行うというよりは、民間主体により、又は行政と民間との協働により、行われるべきものである。

文化資源の発掘、集積

人が文化資源を発掘する。そのような目を持った人たちの交流が、隠れた（あるいは眠っている）多様な文化資源（人材を含む。）の発掘につながる。

その発掘された文化資源が有効に活用されるために、文化に関する情報の出し手と受け手をつなぎ、文化資源に関して常に新しい情報を得ることができる、情報集積と交流の「場」を提供する。

例）閲覧＋書込み可能な文化資源データベースの構築

本県ゆかりの映像作品の保存・継承や現在の映像文化の紹介、定期的な鑑賞機会の提供 など

産業遺産や歴史的建築物などの活用

古い民家や現在使われていない工場、廃校の教室など、地域における産業遺産、歴史的建築物などを文化資源として再生し、まちづくりや観光資源として活用する。

建造物のほかにも、様々な使われなくなった資源について、アート分野での再利用を進めていく。

例）地域に点在する産業遺産や文化資源などを結んだ「文化の道」の整備

小学校の空き教室を利用したコミュニティ・ミュージアム など

文化資源の「ブランド化」を通じた発信

静岡県の持つ芸術、伝統工芸、伝統文化等の資源について、これまでの分野を超えた新たな「しずおかの地域ブランド」として、県内外・海外に発信できる仕組みを構築し、プロモーションを図る。

また、県内のお茶、楽器、模型などの既存の地場産業や、温泉、観光施設などの観光産業と連携し、ブランドを活用した既存地場産業・製品の活性化、新産業の創出、特産品の開発、誘客戦略等を検討できる協働の仕組みを構築する。

一方では、「しずおかの地域ブランド」を流通させ、拡大させる人的資源の育成

や流通の仕組み等についても、企業やNPO、学術機関等とで検討していく。

こうしたマーケティング機能を有した「しずおかの地域ブランド」が、県内の産業や観光等と連携することにより、広義の文化の育成や交流人口の拡大につながっていく。

創造的産業の誘致、育成（創造的産業に従事する人たちを増やす）

「創造的産業」（芸術、出版、映像、広告、デザイン等から様々な伝統工芸まで）の誘致、育成により、創造的な人材の集積を高め、それらの人々の影響力を活用して、活力ある地域社会を目指すことが重要であり、そのためには県内の実態を十分把握するとともに、産業政策との連携を進める。

例）静岡市コンテンツバレー構想(*)との連携

(*)静岡市におけるコンテンツ産業（映画、音楽、ゲーム、アニメ、放送、出版など）を基軸とした産学官一体で展開するまちづくりについての構想。H16.12.8に静岡情報産業協会が知事及び静岡市長に提言した。

創造的産業育成のための融資制度の拡充 など

アーティストや文化関係者の雇用機会創出

文化の持つ経済波及効果や社会的影響力を評価し、アーティストや文化関係者の鋭い感覚やクリエイティビティ、彼ら独自のコミュニケーション力を生かした、活動の機会を与える。

具体的には、施設への雇用や事業の委託等により、文化・芸術関係団体の人材に就業機会を与え、経済的な側面からの育成を図る。

例）劇場がアマチュア劇団から人材を雇用し、一定の教育（トレーニング）の後、地域へ派遣する

県内の新幹線駅に地域文化資源の映像ミュージアムを整備し、交流の場とするとともに、アーティスト活用の場とする。

文化に関する中間支援組織

文化には、鑑賞者・享受者（県民、観光客等）、芸術家・芸術団体（プロ、セミプロ、アマチュア）、芸術文化施設・機関（美術館、劇場等）、民間企業（文化産業、関連産業、企業メセナ等）など、様々な担い手や関係者が存在している。

しかしながら、これらの担い手はそれぞればらばらに存在しており、それぞれの活動は、活動資源の確保や、情報やソフトの収集、また活動の社会的理解不足など、

数多くの問題を抱えている。

このため、これらの担い手・関係者の間に立って、それらの活動をネットワークすることで、文化を創造・生産する者と享受する者、資源を提供する者と必要としている者などをつなぎ、多角的な活動を推進していく、いわゆる仲介機能を果たす「中間支援組織」が必要となる。

既に県内には、市町村と連携しながら活動している団体や、文化協会、企業、障害者と芸術をつなぐNPOなど、こういった機能を部分的に果たしている団体があるので、それらの可能性を持った団体を把握し、活用しやすい環境をつくっていくという形で育成することにより、文化の自立的な発展を図ることが求められる。

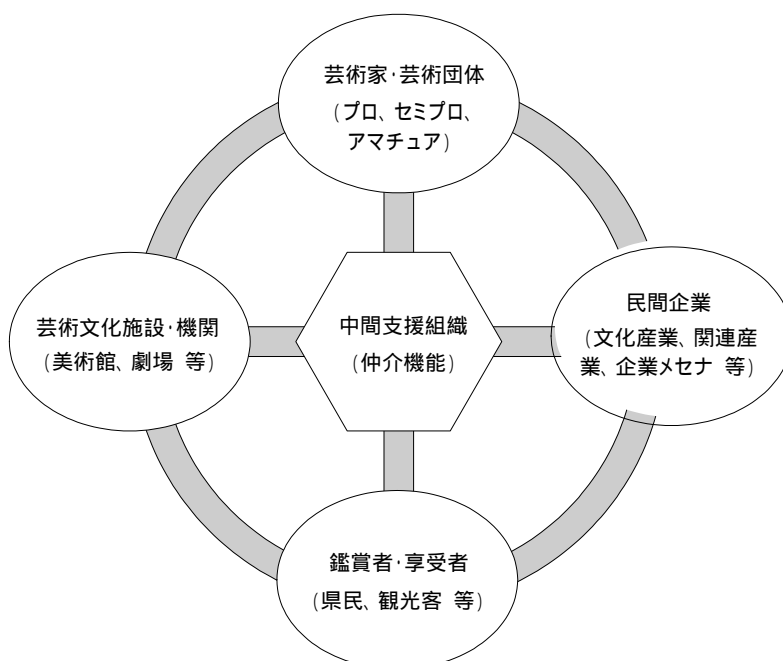
その前提として、次のような取組が必要である。


メセナや文化NPOへの支援

芸術を理解し、支えることで、芸術と社会をつなぐ役割を果たしてきた、現代の「目利き」とも言えるプロデューサー的存在（今日では企業メセナや文化団体・文化NPOがそれに当たる。）あるいはそれらのネットワーク（地域メセナ協議会など）を支援する。

「協働」の仕組みづくり

文化に関する提案・相談窓口をつくるなど、県民、文化団体、ボランティア、NPOをはじめ、大学や地域団体、組合など、様々な文化の担い手が「協働」により活動できる仕組みをつくる。





(その他)

伝統、歴史的文化の継承と活用

伝統文化と新しい文化との融合など、新しい見方や新しいアクセスの仕方を考えることにより歴史的文化を次代に継承していく。また、市町村合併によって吸収される地域に根ざした伝統、歴史的な文化の保存、継承を積極的に図る。

創造的人材育成（学校教育及び文化資源活用教育）

芸術教科、総合的な学習の時間、文化部の活動等学校における文化・芸術に関する教育、及び地域の文化資源を活用した文化施設における普及教育を推進し、次代を担う創造的人材を育成する。

例) 静岡県中学校文化連盟、静岡県高等学校文化連盟、大学、文化団体等との連携

既設の文化拠点施設の活用

県や市町村の既存文化施設をつなぎ、人材の活用と交流機能の強化を図るとともに、大学や廃校、商業ビルなどを含めたそれぞれの施設が有する一定の資源を協働により生かし、機能する仕組みをつくる。

地域の特色を生かした文化の発信

毎年、県内の1、2の市町村を選定し、地域の特色を生かした各種の文化事業（食文化、ファッション、伝統工芸などを含む。）の集中的な実施や、テーマを設けた対話機会（サミットなど）を持つことで、地域の個性のある魅力的な文化を世界的ないしアジア的規模で発信するとともに、地域の人々の自信と活力を高める。

例) 「欧州文化都市」(*)の静岡版「ふじのくに文化の都」

(*) EU加盟国から毎年1都市を選出。1年間に渡ってその都市の持つ遺産、歴史などを広く一般に公開し、欧州市民としてのアイデンティティの確立を図るとともに、文化振興、都市（地域）再生の原動力としての役割を担っている。

【第3章】県が果たすべき役割

～「文化行政」から「文化政策」への真の転換～

政策形成のシステムは、近年大きく変換を遂げつつある。

「中央から地方へ」と「官から民へ」という二つの分権化の流れにより、地域においても、政策の形成・遂行における「県から基礎自治体である市町村へ」、「行政から民間へ」という動きが促進されるとともに、あらためて県が果たすべき役割が問われてきている。

すなわち、県と市町村が、また行政と県民、芸術家・文化団体、企業などの民間が、それぞれすべきこと、すべきでないことを明らかにした上で、役割分担を明確にし、それぞれの担うべき役割に従った施策、事業を進めることが求められてきている。

文化活動の主体は県民であるという認識の下、県は、県民をはじめとした多様な担い手の活動を支援し、あるいは活動のための諸条件を整えることを基本とすべきであり、具体的な施策や事業を自ら展開していくという「文化行政」から、基本的な方針確立や政策調整などの所要な措置を講じていくという「文化政策」への真の転換を図っていかなければならない。

すなわち、具体的な施策や事業の実施は極力市町村や民間の手に委ね、その活動に限界があるところに手を差し伸べ、足りない部分を補い、不均衡を是正することにより、全体として文化振興を図っていくことが求められている。

このことを踏まえて、県は、広域的な視点に立ちながら、地域の特性に応じて、多様で特色ある文化・芸術の創造や、県民の文化・芸術活動の推進に取り組んでいく必要がある。

第3章では、こうした観点から、県が果たすべき（県にしかできない）役割は何かということと、県の施策推進に当たっての方針及び具体的に推進すべき施策の方向について提言する。

1 県が果たすべき役割の原則

文化振興の主役は県民（様々な文化団体や企業等も含め）であることを踏まえ、県は、市町村と協力しつつ、補完性の原則に基づき、県にしかできない施策を進めるべきである。

< 県施策の4つの原則的役割 >

他の公共政策との連携・調整を踏まえ、基本政策の策定と公表、成果の評価

この提言を踏まえ、指針ないし県の総合計画等に基づき、また県民の幅広い意見等を聴きながら、様々な地域政策に関わる総合的な公共政策として、政策目標や基本方針を盛り込んだ基本政策を策定する。

策定した基本政策は、必要な措置を図って県民に公表するとともに、市町村等に周知を図る。

政策の推進に当たっては、関連する他の公共政策 特にまちづくりや産業振興、青少年教育など との連携・調整を積極的に図り、また一定の期限を定めてその成果を評価する。

市町村との役割分担と連携

市町村合併や政令指定都市化の動きが進む中で、民間との協働等によって進められる具体的施策の多くは、これら市町村が主体となっていくであろうし、またそうあるべきである。

県は、そうした変化を踏まえ、一方で市町村間の連携や小規模な自治体、中山間地域などの地域格差の是正に配慮した政策に取り組み、他方で専門的な人材育成や情報提供、また子どもや高齢者、障害者などを含めたすべての県民の文化に接する機会の提供に向けての環境整備に取り組む。

民間主導の活動に対する側面的支援

民間主導の施策の展開に関する支援については、民間の主体性を尊重し、施設の使用や管理に関する規制の緩和や創造的産業育成のための優遇措置などの誘導措置を講ずる、あるいは民間における文化活動の相互連携・支援を促進する、といった側面的な支援を軸に取り組む。

静岡文化の牽引力ともなる象徴的な文化・芸術の振興

県民の誇りとなるとともに、本県の魅力を高め、様々な人々（世界的芸術家や創造的起業家から、一般の観光客まで）を惹きつけることが可能であり、市町村や民間では実施困難な、象徴的な事業に取り組む。

この取組により、世界的視野に立った新たな文化の創造、国内外への発信と交流の拡大、高度専門的な人材の育成や質の高い文化・芸術に直接触れる機会の提供を進める。



2 政策の実効性を担保する仕組みづくり

指針並びにこれらの提言の実効性を担保するために、文化政策審議機関の設置や第三者による政策評価などの必要な措置を盛り込んだ文化振興条例を制定する。

これまでの静岡県の文化振興は行政主導で行われてきたが、政策に関するチェック機能が働かないという欠陥があった。民意を反映し、指針並びにこれらの提言の実効性を担保するために、政策を事前事後の段階でチェックし、よりよい政策を指向していく必要がある。そのための機関として、第三者（アーティストや公共政策・企業経営・産業・教育などの専門家）による文化政策審議機関（仮称）や文化政策評価機関（仮称）を設置し、それを盛り込んだ文化振興条例を制定する。

文化政策審議機関の設置

文化政策審議機関のあり方については、二つの考え方がある。

一つ目としては、従来どおり、知事の責任と権限に基づき政策を推進し、それをチェックする機関として、条例により根拠づけされた、第三者による文化政策諮問機関を設置するというものである。

文化政策の決定に関して、知事は、事前のチェックとして、文化政策に関する計画、施策、事業の内容及び評価の方法等について適宜、文化政策諮問機関に諮問し、助言を受けることを義務づけることとする。

直接選挙で選ばれる知事が責任を持つ形のほうが、民主主義的な意思決定を担保しやすい点に加え、産業政策や福祉政策など、他の政策との連携も行いやすいというメリットがある一方、従来の各種審議会と同様に形骸化するおそれもあるという問題点がある。

二つ目としては、英国のアーツカウンシル(*) をモデルとする、独自の政策提言が可能な、第三者を交えた文化政策の審議・執行機関を設置するというものである。

この機関は、専門委員会や事務局を有し、県の基本方針に従って、事業計画を策定し、県のチェックを経て、県からの予算を具体的な事業実施団体へ配分するなどの権限と責任が付与されるものとする。

専門的な機関として政治から一定の独立性を有し、また経験を蓄積することで文化の特性を生かした政策が可能となるメリットがある一方、専門機関として独走したり、他の公共政策との連携が弱くなるという問題点がある。

上記二つの考え方をベースに、本県に必要な政策審議機関のあり方を引き続き検討していく必要がある。

(*) = 芸術評議会。芸術及び芸術政策の専門家で構成された、政府から独立した常設の予算配分（助成）機関。

持続的な政策評価システムの構築

文化政策の政治的中立性という点に関しては、文化政策審議機関と同様、条例によって第三者機関としての文化政策評価機関を設置し、事後評価の仕組みを強化することによって担保する。

事後のチェックとして、実際に行われた政策が計画等に明らかにされた目的に合致したものであるか、また事業目的にあった成果を挙げているかを、そのプロセスを含めて評価し、必要な場合は文化政策の目的の見直し、具体的な事業の拡大、廃止を含めて改善を勧告する。

また、この文化政策評価機関は、政策執行によって政策目的が達成されたかどうかという点を評価することに加え、中長期的な視点から、政策目的の設定自体が県民の意思を反映したものとなっているかどうかについても評価するものとする。

現在、県で実施している「業務棚卸表」による事業評価については、全国的にも先駆けの取組みであるが、目標設定の状況や活用の現状からみると、必ずしも十分に機能しているとは言い難い。政策評価は、原則として担当部局による自己評価（内部評価）について、第三者評価機関がチェックするというシステムで行われるべきである。

なお、評価は、文化政策を実行する際の目標を実現できたかという視点から行わなければならないため、まず政策の目標を明確にする必要がある。それぞれの事業と目標との結びつきを明確にすることによって、どの目標によって事業を評価すべきか明らかになる。

文化振興条例の制定

文化振興条例制定の第一の意義は、上記の文化政策審議機関や評価機関などの政策の実効性を担保する仕組み、組織体制等について規定することにある。加えて、条例制定により、基本的な政策維持など、今後文化政策を継続的に進めていくために必要な原則的事項を担保することにある。

また、単に宣言的な内容による条例では制定する意味がなく、誰のための文化政策かを明らかにすることが必要である。そのためには、例えば文化に関する県民の権利（いわゆる「文化権(*)」）に関わる県としての責務についても検討すべきである。

(*)文化を享受する自由を保障することを基本的な柱としつつ、文化生活（文化の創造、継承等）への参加を保障する権利

県における推進体制のあり方の検討

中央教育審議会の教育制度分科会においても、教育委員会のありかたについて下記のとおり提言していることなどから、県においても、知事部局と教育委員会の事業内容や組織のあり方について、評価検討が必要である。

「中央教育審議会 教育制度分科会 提言」(抜粋) H17.1.13

『文化、スポーツ等に関する事務については、基本的には教育委員会の担当とすることの利点
が大きいものと考えられるが、地方自治体の実情や行政分野の性格に応じ、自治体の判断に
より、首長が担当することを選択できるようにすることを検討すべきである。』

3 県が推進すべき施策

ここでは、中期的な政策目標や目標実現のための方針、県が果たすべき役割を踏まえながら、県が今後推進すべき施策の方向性や推進するにあたっての方針について提言する。

(1) 施策推進に当たっての方針

目的指向型のメリハリのある施策展開を

県の2005年度当初予算の部局調整案に係る発表では、一般会計は歳入見込みの1兆842億円に対し、各部局が提出した要求総額は1兆1,556億円で、差し引き財源不足が714億円となり、前年度に比べて不足額が145億円も拡大するという。

政策目標実現のためには様々な角度からの取組が必要ではあるが、このような厳しい財政状況の中にあっては、的確な政策評価あるいは事業評価に基づく事業の見直しや重点化、再構築を徹底し、限られた財源を有効活用して、目的指向型のメリハリのある施策展開を図らなければならない。

5年先、10年先を見据え、政策目標や県の役割に適った施策を優先的に推進していくべきである。

時代の変化に対応した新たな仕組みづくりの重点化、具体化へ

文化政策におけるP D C Aサイクル(*)の確立や政策の連携・融合、政策への民意の反映、多様な担い手との協働・連携のための新たな仕組みづくりを具体化していくことを重点的に取り組むべきである。

(*) 計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価 (Check) して改善 (Action) に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセス

特に、

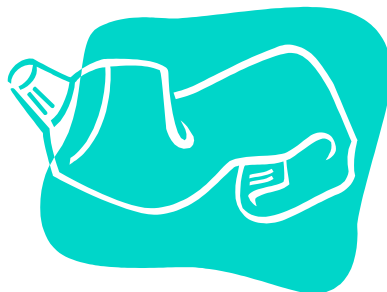
政策の実効性を担保するための政策審議機関や政策評価機関の設置、文化振興条例の制定、県における組織体制のあり方の検討についての取組

企業メセナや文化NPO、民間主体での文化に関する中間支援組織の基盤づくりなどへの支援

が必要である。

既存の事業の見直しと次なる展開

県がこれまで推進してきた質の高い文化・芸術の創造・発信に係る事業については、その魅力により、様々な人々を惹きつけ国内外との交流拡大を目指す取組を更に進めるとともに、新たな中期目標に向けて、人づくり、地域の文化・芸術活動への支援など、これまでの取組成果を県民あるいは地域へ還元する取組を新たに重点化し、文化・芸術のすそ野の拡大に向けて、次なるステップを踏み出すことが必要である。



(2) 具体的に推進すべき施策の方向

政策推進、実効性担保の仕組みづくり

文化政策におけるP D C Aサイクルや政策連携、政策への民意の反映の仕組みを確立するとともに、多様な担い手との協働・連携のための新たな仕組みづくりを進めるため、政策審議機関や政策評価機関の設置、文化振興条例の制定、県における推進体制のあり方検討について取り組むほか、「民」の力を最大限に発揮するため、企業メセナや中間支援に係る民間主体の組織の基盤づくりを支援する。

多様な文化資源の発掘・保存・継承・活用

市町村合併で吸収される地域に根ざした伝統的、歴史的文化の保存・継承や地域で“隠れた(あるいは眠っている)文化資源”の発掘・活用を積極的に図るほか、広く文化資源の収集・保存・活用を進めるための情報集積・発信の場を確保する。

県民の文化・芸術活動の活性化・持続化

グランシップなど文化創造拠点施設の利活用や機能強化、あるいは県文化協会や県文化財団、県舞台芸術センター等の関係団体との連携により、県民の創造・鑑賞・発表・支援など多様な文化・芸術活動の機会や場の創出・充実を図り、すべての県民の文化・芸術に対する距離の均等化を図る。

地域文化を担う人材の発掘、育成

学校教育における文化・芸術に関する教育の推進、連携等により、小中高校生など次代を担う多感な世代の感性の向上や人格形成に寄与するとともに、文化芸術を支える指導者、専門家の発掘・育成、より質の高い鑑賞者、支援者等の育成を図るための仕組みづくり、機会や場の提供を行う。

産業経済政策などとの政策連携・統合

産業経済政策との連携による創造的産業の誘致・育成や伝統工芸等技術の伝承・活用を図るとともに、文化資源を活用した交流人口の増加と観光産業の振興を図るほか、福祉、教育など関連政策との連携による文化・芸術振興を推進する。

質の高い象徴的事業の次なる展開

質の高い文化・芸術の創造・発信を行う象徴的事業により、様々な人々が惹きつけられ、交流する、魅力ある地域づくりを目指すとともに、次のステップとして、人材育成や県民の活動支援などの新たな展開を重点化し、県民や地域へこれまでの取組成果の還元を図る。

(3) 今後の施策の展開例

新たな目標への取組成果を具現化する場として - 「平成21年度国民文化祭」

「第24回国民文化祭」の平成21年度本県開催が内定した。

本県においては、平成21年に静岡空港の開港が予定されており、同時に第二東名自動車道の整備も着々と進んでいる一方、県内においては市町村合併が進展し、新たな地域社会が形成されつつある中であって、現在の静岡県総合計画による“「富国有徳」の魅力ある地域づくり”は平成22年度を目標年次として取り組まれている。

こうした諸条件の下、国民文化祭の本県での開催は、

- ・市町村、文化団体、NPOなど多様な文化の担い手との連携や協働
- ・伝統文化や生活文化、芸術などにわたる様々な分野、あるいは県内外、海外との交流や産業との連携など様々な角度からの取組

など、本県のこれからの文化政策の成果を具現化する場として、またその成果を検証する場として、絶好の機会と考える。

本県の文化力、地域力をより高め、かつそれを全国に発信するチャンスであることから、「静岡ならではの」の大会実現に向けて、着実に取組を進めていく必要がある。



【第4章】主要事業の今後の方向性

第1章で述べているとおり、現行指針に基づいて県が推進してきた事業は、目的や期待する成果、具体的な目標の設定が明らかでないために、目標達成度や投資効果を的確に評価することができない。

文化・芸術の分野は、短期間で成果を実証することは難しく、また評価方法（評価基準の設定等）自体も難しいと言われているが、それをもって何の検証もなく、事業を現状どおり進めていく理由とは決してならない。

厳しい財政状況の中にあっては、ゼロベースで事業の再構築を図り、事業内容の選択と集中化を目指すことが必要であり、そのために事業の必要性と実施成果、目標設定とその達成度を明らかにし、また効果的な手段により、取組内容等を広く周知し、認知度を高めていくことが大切である。

そのための取組を早急に進めるべきであり、特に長期間、多額の投資をしている事業については、これまでの取組を踏まえ、今後の事業のあり方や継続の必要性等を十分に検討し、制度改革を含め、思い切った見直しを行っていくべきである。

ここでは、県の文化振興に係る主要事業の課題や今後の進むべき方向性について、この推進会議で出された意見を列挙する。

課題・今後の方向性

グランシップは、本県の文化創造拠点施設として、理念や基本方針に照らし、利用者サービスの向上、使用に係る規制緩和等による県民の使いやすい施設を目指すとともに、単に貸館中心の施設ではなく、県民のニーズに適う、文化政策の方向性に合致した企画事業の展開が求められる。

県文化財団の自主企画事業として取り組んでいる中で、本県の個性となり、魅力の一つとなっている「しずおか連詩の会」などは、これまでの取組を踏まえ、学校教育との連携などによる“人づくり”の観点から、次なる展開を積極的に推進していくべきである。

自主企画事業の方針として掲げられている「新たな文化の創造発信となるオリジナル事業」、「国内外との交流・発信」、「静岡ブランドの確立」の視点に立ち、広く地域に出向いて事業を展開していくことも大いに必要である。

静岡市に位置するグランシップは、利用者、来館者が県中部地域に偏る傾向が強いことから、県東部・西部地域、あるいは中山間地域に居住する県民のアクセスや効果的な広報に配慮し、県民の鑑賞・発表等の機会均等を図る。

県文化財団は、グランシップの指定管理者制度導入を見据え、財団の設立趣旨や使命、文化政策における位置づけ等を再確認し、今後の戦略、推進すべき事業等の展開が求められる。

県文化財団は、単にグランシップの管理運営だけでなく、財団の人材とこれまで培ってきたノウハウ等を活用し、市町村、民間における交流を広く支援するとともに、地域の出版・メディアに対する支援など、文化における仲介・交流に関する事業を推進していく必要がある。



静岡県芸術祭

課題・今後の方向性

美術展等の県内開催場所に配慮し、県民の鑑賞する機会の均等化を図る。

新しい文化・芸術の表現を取り入れた部門や種目の検討を行い、県民の多様なニーズに対応した新しい部門や事業の展開をする。

若者の参加を促すため、県中学校文化連盟や県高等学校文化連盟、県文化協会、県地域文化団体連絡協議会との連携を強化し、県芸術祭を通じた「人づくり」や人材の活用を図る。

静岡県立美術館

課題・今後の方向性

“しずおか”の美術館として、ロダン館を国内外への最大のセールスポイントとして位置付け、静岡空港の開港を見据えて県の観光戦略とタイアップするなど、ブランド構築と対外的なアピールの強化が必要である。

“県立”の美術館として、本県の拠点施設であるという認識の下、県内全域を対象として、県内美術館ネットワークや県内関係者・団体への支援あるいは連携の核となっていくことが求められる。

移動美術展や教育普及事業など、所在地にこだわることなく、県内各地域へ出向いていく事業の重点化や、幅広い美術情報の集積・発信地を目指すとともに、NPO法人等との連携、近隣施設や県内の文化施設との連携、あるいは学校教育等との連携充実など、今ある資源を活用しての新たな展開が必要である。

現在進めている戦略計画方式の評価システムの構築、運用による持続的な経営改善の仕組みを確立させ、県内公立文化施設の範となることが求められる。

美術館評価の取組を契機に、改善すべき事項は可能なところから取り組んでいくとともに、美術館の使命や経営形態の見直しなど抜本的な改革については、本格的な検討を進めていくべきである。



文化財

課題・今後の方向性

埋蔵文化財は、静岡県では毎年多くのものが発掘されているにもかかわらず、それらを常時、展示・活用するための施設が不足している。埋蔵文化財の中には、非常に珍しく、歴史的価値のあるものが多数存在している。

それらの文化財を広く県民に公開していくことは、県民が文化財に対して関心を持ち、保護思想が喚起されるという観点からも必要であることから、静岡県の価値ある文化財を常時、展示・活用するための場の確保が必要である。

また、デジタルアーカイブスなどを利用し、貴重な文化財を保存していくと同時に、広く県民に情報発信していく。

さらに、文化財を、学校教育における授業の教材に活用するとともに、市町村との連携により、貴重な文化財の巡回展示・公開を定期的に行っていくなど、県民の理解度、愛着度を高めるための教育・普及的活動を推進する。

無形文化財にかかわる民俗芸能や伝統工芸の後継者が、少子化などの影響を受け不足している。

後継者を確保していくことは、価値ある文化財を保護し、後世に受け継いでいくためにも必要であることから、発表の場や公開の機会を増やすとともに、人を育成する観点からの助成制度の創設などが方策として考えられる。

静岡国際オペラコンクール

課題・今後の方向性

浜松市を拠点とした事業のため、中部・東部地域の県民の理解度・浸透度が低いことから、コンクールの権威と認知度をさらに高め、優秀な参加者を確保していくとともに、コンクール入賞者の活用を含め、積極的かつ効果的なPRを行い、より多くの県民の理解を得る。

県民の文化・芸術活動の支援や広い意味での人材育成など、これまでの取組成果を県民に還元し、県民の文化・芸術のすそ野の広がり配慮した取組も重視していく。

市民のオペラ団体や音楽団体の活動との連携がまだ弱く、また県や浜松市などの行政が主導しているという色彩が強いため、メセナ企業、文化産業、芸術・文化団体、NPO法人、市民団体、ボランティアなど多様な担い手との連携・協働を図る。

音楽文化産業との結びつきを深め、地元のプロオーケストラやオペラ団体といった、芸術文化団体の活動を支援し、音楽芸術を中心としたまちづくりを推進する。

伊豆文学フェスティバル

課題・今後の方向性

県民が文学に親しむ機会や場をより積極的に提供していくため、入賞者を活用した異文化交流・翻訳セミナーやジュニア翻訳コンクールの開催などを積極的にを行い、県民にコンクールのメリットの還元を図る。

日本語から他言語への翻訳の力を競う、というコンクールの性格上、その成果と「なぜ静岡で翻訳コンクールを実施するのか」という理由を県民に納得してもらう努力が必要である。

「伊豆文学賞」については、新しい伊豆を舞台とした文学・新人作家の発掘を目指して実施してきたが、メジャーデビューにつながっていない。このため、民間とのタイアップ等新たな展開を工夫する必要がある。

伊豆地域で進められている文学を材料とした観光の試みとは直接の連携があまり図れていないことから、地元の市町村と連携し、伊豆地域に点在する文学館やNPOとの協力関係を築き、地元の活性化につながるような企画を工夫する。

課題・今後の方向性

既に10年も多額の助成を続けている。観客数も少なく、県民の認知度も低いことから、財政的に厳しい中で、県としては、事業の方向性が適切かどうか、これ以上続けるべきかどうかを評価し、今後の在り方を判断すべき時期にきている。

ただし、評価基準が明確でない中で評価するのは困難であるので、観客動員数だけではない柔軟な評価軸をつくり、中期政策目標に沿った具体的な目標設定とその達成度や事業成果を的確に評価していくことが必要である。

県民の受入れが大切であり、今後は、S P A Cの財政的自立を早急に進める一方で、「静岡県舞台芸術振興構想」(平成6年3月策定)の中で提案されている「静岡舞台芸術スクール」による舞台芸術に関する人材育成や、地域に根ざした県内の舞台芸術活動、伝統文化・芸能の育成・支援などに、より積極的に取り組み、県民や地域へこれまでの取組成果の還元を図ることが求められる。

さらには、現在S P A Cが専用使用している静岡芸術劇場や舞台芸術公園について、県民の利用を拡大させ、県民のニーズに応え、あるいは県民の理解を促していくべきである。

